

第三次登米市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル審査基準

1 基本的な考え方

適切な候補事業者を選定するに当たり、企画提案書及びプレゼンテーション評価と、それに対するヒアリングにおいて、各審査委員の総得点の合計を審査委員数で除した平均点が最も高い参加者を最優秀提案者、次点を優秀提案者に選定するものとする。ただし、各審査委員の総得点の合計を審査委員数で除した平均点が60点（B評価相当）未満の場合又は条件に合わない項目がある場合は、候補事業者となり得ない。

審査は、次の各号を全て満たす事業者を対象に行う。

- (1) 「第三次登米市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する条件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者

2 企画提案書の審査会

登米市第三次登米市総合計画策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、実施要領に基づく申込者（以下「有資格申込者」という。）から提出された企画提案書及びプレゼンテーションに対しヒアリングを行う。

- (1) 審査委員会の開催は、令和5年11月7日（火）に予定する。ただし、日程等に変更があった場合は、別途有資格申込者あてに通知する。
- (2) ヒアリングでは、審査委員による質疑の時間を設ける。

3 審査の方法

- (1) 審査委員会では、有資格申込者から提出された提案に対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、後段に定める評価方法に基づき審査を行う。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、最優秀提案者、優秀提案者を決定する。
- (4) 各審査委員の総得点の合計を審査委員数で除した平均点が最も高い提案をした有資格申込者が複数存在した場合（同得点1位）、審査委員会委員の多数決をもって、優先交渉権者を決定する。同数の場合は、委員長が決定する。

4 企画提案書の評価方法

- (1) 評価項目は別紙のとおりとする。
- (2) 有資格申込者の企画提案書内容において、A・B・Cの評価を行う。その目安として、以下のように定義する。
 - ①Aの評価
企画提案書の内容において、「記載、説明」が優れている。
 - ②Bの評価
企画提案書の内容において、「記載、説明」が満足である。
 - ③Cの評価
企画提案書の内容において、「記載、説明」が劣っている。

【別紙】

◎下表の「評価の視点」欄に基づき、それぞれ次の3段階で評価し、各審査委員の総得点の合計を審査委員数で除した平均点により順位を決定する。

- A：優れている（配点×1.0）
- B：満足である（配点×0.6）
- C：劣っている（配点×0.2）

評価項目（大）		評価項目（中）	評価の視点	配点		
				評価の視点 点数	評価項目 (中) 合計	
企画提案	業務の実施体制	計画策定の支援体制	業務の内容に見合った人材の配置がなされているか。	10	20	
			市の要請や協議に対して、柔軟に対応できる体制がとられているか。	10		
	企画提案書	計画策定支援業務に関する具体的な提案	基礎調査報告の作成手法について、実効性のある提案がなされているか。	10	50	
			タウンミーティング会議及び市民意向調査の実施手法について、実効性のある提案がなされているか。	10		
			基本構想骨格案、基本構想素案、基本構想案、基本計画骨格案、基本計画素案及び基本計画案の作成支援の手法について、実効性のある提案がなされているか。	10		
			業務実施スケジュールは効率的かつ現実的なものとなっているか。	10		
		第三次総合計画（案）の構成概要（イメージ図）の提案	第三次総合計画基本構想（案）は、妥当な構成で、分かりやすいデザインとなっているか。	5		
			第三次総合計画基本計画（案）は、基本構想に基づいた妥当な構成で、分かりやすいデザインとなっているか。	5		
	価格	見積書	見積金額	見積金額は、適正に算定されているか。	10	10
	事業者	業務の受注実績及び遂行能力	業務実績	会社、現場代理人及び主任技術者が類似業務を受託した実績は十分か。	10	15
経営状況			業務遂行が可能な経営基盤を有しているか。	5		
プレゼンテーション	理解度及び提案力	事業目的等の理解度とプレゼンテーション能力	本業務の目的及び総合計画策定方針並びに本市について十分に理解した提案となっており、プレゼンテーション及びヒアリングによる説明、回答は分かりやすいものだったか。	5	5	
				100		